

受益者負担金・受益者分担金



受益者負担金・受益者分担金って何？



A. 下水道施設建設費の一部を負担していただくものです。

公共下水道が整備されると、私たちの生活はより快適になり、自然環境の維持・保全にも役立ちます。しかし、下水道施設は道路や橋と違い、利用できる地域や人が限られています。そこで、下水道処理が可能になった区域の皆さんから下水道管などの施設の建設費の一部を負担していただき、より一層の整備促進を図ろうというのが「受益者負担金」「受益者分担金」制度です。



- **受益者負担金とは** 都市計画事業認可に基づき整備した下水道事業である場合(根拠法：都市計画法)
- **受益者分担金とは** 都市計画事業認可に基づかず整備した下水道事業である場合(根拠法：地方自治法)

① 負担金・分担金の対象と納めていただく方(受益者)

下水道が整備される区域内で、毎年、年度当初に負担金・分担金を新たに賦課する区域を告示します。この告示された区域のすべての土地が負担金・分担金の対象となり、その土地を所有している方(受益者)から負担金・分担金を納めていただきます。ただし、その土地が地上権・永小作権・質権などの目的となっている場合は、その権利者が受益者となり、土地の所有者に代わって負担金・分担金を納めていただくことができます(借家人やアパートに入っている方は受益者ではありません)。

※土地の所有者、面積、土地の権利等を確認するため、受益者申告書を7月に郵送するので、期限までに提出してください。内容に変更等がある場合は、その旨記載してください。

新潟市では、市民負担の公平性を確保するために債権管理を強化しています。負担金、分担金は滞納処分が可能な債権です。必ずお納めください。

② 負担金・分担金額

受益者負担金・分担金は、その土地に一度限り賦課されるもので、1㎡あたり300円(1坪あたり約1,000円)です。

(例)200㎡(約60坪)の土地を所有している場合
300円×200㎡
=60,000円となります。

③ 負担金・分担金の減免と猶予

負担金・分担金は、その土地の利用状況により減免されますので対象となる方は申請してください。また、農地等(公簿・現況ともに農地の場合は宅地化までの期間、係争中の土地は係争事由が解決するまでの期間、災害・盗難など事情があると認められる場合は市長が認める期間、徴収猶予の対象となりますのでご相談ください。

減免の主なもの(減免率 25~100%)

- | | |
|--------------------------|-----------------------------------|
| (1)自治会等が所有する施設用地(集会所等) | (5)公共性の高い私道(公道から公道へ通ずる幅1.8m以上の私道) |
| (2)生活保護受給者が受益者である土地 | (6)社会福祉法に規定する施設用地(保育所、養護老人ホーム等) |
| (3)墓地用地 | (7)学校教育法に規定する学校用地 |
| (4)開発行為等により、下水道施設を寄付した土地 | (8)神社、寺院等の境内地 |

注意！減免・猶予を受けた土地の申請理由が消滅したときは、すみやかに減免・猶予の取り消しを申し出てください。(例：農地を宅地に転用したとき)

④ 負担金・分担金の納期

負担金・分担金は、1年度目は年2回、2~5年度目は年4回に分けて、5年間で計18回分割によって納めていただきます。なお、一括して納付することもできます。また、第1期の納期内(11月末日まで)に一括して納付された場合、前納報奨金の特典があります。

※納期の末日が土・日・祝日となる場合は、その翌日が納期限となります。
※指定された納期限までに納付されないときは、納付の日までの日数に応じて延滞金が発生します。

1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	納期
—	第3期	第7期	第11期	第15期	5月16日~ 5月末日
—	第4期	第8期	第12期	第16期	8月16日~ 8月末日
第1期	第5期	第9期	第13期	第17期	11月16日~11月末日
第2期	第6期	第10期	第14期	第18期	2月16日~ 2月末日

⑤ 前納報奨金

第1期納期内(11月末日まで)に、すべての納期分(1~18期)の負担金・分担金を一括して納付した場合は、その納付額に7.5/100を乗じて得た額(10円未満は切捨て)を差し引きします。ただし、徴収猶予または減免(私道減免は除く)の措置を受けた方、および官公庁は報奨金の対象とはなりません。

(例)負担金額(1~18期分の合計額)が60,000円の場合
60,000円×7.5/100
=4,500円となります。
前納報奨金4,500円を差し引いた55,500円を一括で納めていただきます。

⑥ 納付方法

納付書または口座振替で納めていただきます。

- 納付書の場合は、新潟市内に本・支店のある金融機関および市の窓口(市役所・下水道事務所・区役所・出張所・連絡所)で納めていただきます。
- 口座振替の場合は、登録していただいた口座から引き落します。

簡単・便利・確実な口座振替をぜひご利用ください。

●口座振替を希望される方は、あらかじめ各下水道部署から口座振替依頼書を取り寄せたうえで、金融機関等の窓口で、通帳、お届け印、通知番番号が分かるもの(決定通知書、納付書など)をご持参のうえ、お申し込みください。

⑦ 受益者が変わった場合

土地の売買などによって受益者が変わった場合は、早めの届け出をお願いします。届け出により新しい受益者が納付することとなります。なお、新しい受益者は届け出の日以降、次の納期限分からとなります。

申告書の提出から負担金の納付まで

① 受益者申告書の提出
(7月中旬郵送・提出期限8月中旬)

② 負担金・分担金の賦課
(決定通知書・納付通知書郵送11月)

③ 負担金・分担金の納付
(5年間で18回分割納付)